学校生活ガイドブック



マ 本の頁に 影うつす 強くけだかい 岩手山窓にやさしく 姫神の 教え身にしむ 学び舎よ 水花咲く 雪の日も 水花咲く 雪の日も

学びの道に 励もうよ

拓けゆく 岩手のすそ野

われらが母校よ 一ここに建つ 学び舎

本木

恵みゆたかな そよ風にここを拓いた 父母の一つの道を まっしぐら

小鳥も歌う 学び舎よ

校。你同小綿

滝沢市立一本木小学校

目 次



I 学校のあらまし

- 1 沿革・学区の概要
- (1) 沿革の概要
- (2) 学区の概要
- 2 学校経営
- (1) 学校教育目標
- (2) めざす子ども像
- (3)経営の方針
- (4)経営の重点
- 3 まなびフェスト

Ⅱ 子どもたちの生活

- 1 学校の一年
- 2 学校の一日
- 3 くらしの約束
- (1) 登下校について
- (2) 服装について
- (3) あいさつについて
- (4) 校内での生活について
- (5) 校外での生活について

Ⅲ 家庭とともに

- 1 災害時の対応と連絡方法
- 2 マチコミ登録のしかた

Ⅳ 学校生活について

- 1 保健室から 保健・給食について
- (1) お子さまの健康管理
- (2) 出席停止の病気
- (3)保健室で行う処置・対応
- (4)学校や家庭でのケガに関する 災害給付制度
- (5) 学校給食
- 2 給食センターから
- (1)給食の実施について
- (2) 食物アレルギーの対応について
- (3) 給食の停止と返金について
- (4)給食の用意について
- 3 教育全般の相談
- (1) 学校での教育相談
- (2) スクールカウンセラー
- (3) その他の相談機関
- 4 いじめの相談
- (1) 学校での教育相談
- 5 学校事務から
- (1) 学校集金について
- (2) 就学援助制度について
- (3) 遠距離通学費助成制度について
- 6 転入・転出の手続き
- (1) 転入に必要な手続き
- (2) 転出に必要な手続き
- (3) その他
- V PTA について
 - (1) PTA 会則
 - (2) PTA 組織

学 区 図



校地・校舎図



I 学校のあらまし

1 沿草・学区の概要

```
(1)沿革の概要
```

明治33年 4月 海沢尋常小学校—本木分教場創設(海沢村大字滝沢115番地 角掛惣次郎氏宅 明治35年 8月31日 滝沢村字滝沢留ケ森に校舎新築移転 (滝沢尋常小学校―本木分教場と称す) 昭和16年 3月31日 一本木尋常小学校設置 昭和16年 4月 1日 一本木国民学校と称す (滝沢小学校分校より独立) 昭和22年 4月 1日 学制改革により一本木小学校と称す 昭和25年 3月 1日 **滝沢村立滝沢第二中学校一本木分校併設** 昭和27年 6月 1日 滝沢村立一本木中学校として独立 (小・中学校併設) 昭和35年10月31日 校歌制定 昭和43年10月24日 学校公開「道徳教育」 昭和47年 9月30日 小学校70周年,中学校20周年記念式典 昭和56年 9月30日 学校公開「体力つくり」 昭和57年10月14日 日本学校体育研究連合会より保健体育優良校全国表彰受賞 昭和63年10月 6日 学校公開「算数科」(村教委指定) 平成 4年 4月 1日 中学校校舎分離独立、小学校单独校 平成 6年 4月 1日 石碑建立 新校舎に移転 平成 7年10月13日 学校公開「国語科」(村教委指定) 平成12年11月19日 創立100周年記念式典・祝賀会 旧校舎跡地に東屋「森の家」完成 平成13年 5月 3日 平成15年10月15日 学校公開「算数科」(村教委指定) 平成17年~18年 国語力向上推進モデル校(文科省指定) 平成19年 2月19日 全国総合的な学習の時間研究協議会発表 平成22年10月14日 村教委指定授業実践公開研究会(算数科) 平成22年10月30日 創立110周年記念式典•記念祝賀会 山田町立大沢小・山田南小・大浦小へ、総合学習で栽培したりんご100個贈呈 平成23年11月 平成24年~25年 滝沢村ジョイントアップスクール指定 山田町立大沢小学校・山田南小学校へ、栽培したりんご200個贈呈 平成24年10月 村指定小中ジョイントアップスクール事業学校公開 平成25年10月29日 平成26年 1月 1日 市制移行により滝沢市立一本木小学校と称す 平成27年 3月 4日 太陽光発電設備設置完了 平成28年10月 2日 希望郷岩手国体女子サッカー応援参加 平成29年 1月31日 校舎トイレ洋式に改修工事 令和 2年 3月 6日 教室エアコン設置工事

(2) 学区の概要

本校の学区は滝沢市の北部に位置し、北側は八幡平市、北東部が盛岡市玉山区、北西部は岩手山麓の陸上自衛隊岩手駐屯地演習地となっている。

一本木地区の最近の世帯数は約1200戸、人口は約2700人となっている。新しい住宅が増加しているにもかかわらず、ここ数年は世帯数も人口も横這い状態である。住宅は国道282号線沿いに集中している。282号線を縫うように東北自動車道が北上しているため交通量が多かったが、バイパスの完成により市街部の交通量は少なくなってきている。

学区内には北部コミュニティーセンターがあるのをはじめ、昭和32年から陸上自衛隊岩手駐屯地が設置され、昭和48年には国立岩手山青年の家(現「国立岩手山青少年交流の家」)が開所、昭和63年には社団法人「日本アイソトープ協会」の医療アイソトープ廃棄物処理施設「茅記念滝沢研究所」が開設された。また、学区に隣接して岩手県立盛岡農業高等学校と岩手県警察本部「自動車運転免許試験場」(住所は盛岡市玉山区)がある。

I 学校のあらまし

2 学校経営

(1) 学校教育目標

今日が楽しく 明日が待ち遠しくなる学校

かんがえる子 おもいやりのある子 たくましい子

岩手の復興・発展を担う子どもたち

(2) めざす子ども像

よく聞き集中する子

- 〇自分の思いや考えをもち 表現する子
- ○できるまでねばり強く取 り組む子

明るい挨拶や 返事をする子

- ○自分の責任を果たす子
- ○相手の気持ちを考えて行 動する子

めあてをもち 体力づくりをする子

- 〇健康や食の大切さが分か る子
- 〇安全に生活する子

(3)経営の方針

「誇りに思う学校」

〇子どもの成長を、子ども自身も、教師も、家庭・地域も実感できる学校 〇目標に向けて取り組んだ充実感、達成感のある学校経営

- 1 目標達成型の学校経営の推進
 - <目標の共有 PDCAサイクル 学校・学級経営>
- 2 家庭や地域と協働する教育の推進
 - <まなびフェストの共有 幼保小・小中の連携>
- 3 経営参画意識を共有する教職員集団の確立
 - <創意と総意のある取組 コンプライアンスの確立>

(4) 経営の重点

- 1 確かな学力の育成
- 2 豊かな人間性の育成
- 3 健康安全教育と体力作りの推進
- 4 復興教育の理念を踏まえた教育活動の展開
- 5 家庭や地域との連携の推進
- 6 機能的な校務処理の推進



I 学校のあらまし

3 まなびフェスト

「確かな学力を身に付け、自信をもち、笑顔にあふれた子ども」

一本木小学校の児童が身に付けることが必要な基礎・基本の定着を図るために、学校教育目標に基づいて、3つの領域で具体的な実現目標を設定しました。取り組むにあたっては、学校と家庭と地域の密接な連携が大切であると考え、家庭と地域の実現目標も併せて設定しました。児童のよりよい成長のため、学校と家庭と地域が連携した指導の推進にご理解・ご協力をお願いいたします。

学校教育目	考える子(知)	思いやりのある子(徳)	たくましい子(体)	
	1よく聞き集中する子	1明るい挨拶や返事をする子	1 めあてをもち体力づくりをする子	
	2自分の思いや考えをもち表現する子	2自分の責任を果たす子	2健康や食の大切さが分かる子	
標	3できるまでねばり強く取り組む子	3相手の気持ちを考えて行動する子	3安全に生活する子	

学校	①目標を明確にし、「見通し・解決学習・振返り」を実践します。 ・45分の授業時間の完全確保・学習規律の確立 ②思いや考えを表現する場を大切にします。 ・詩の音読や暗唱、表現朝会・朝読書や家読への取組 1・2年 100冊以上 3・4年 70冊以上 5・6年 50冊以上または 5000ページ以上 ③繰り返し練習し、基礎・基本の定着を図ります。 ・漢字チャレンジテスト合格・チャレンジタイム	(1)あいさつ運動に取り組み、「おはようのあいさつと「はい」の返事、感謝の心で「ありがとう」「どういたしまして」が言える児童をめざします。 (2)清掃や係の仕事に進んで取り組み、後始末までしっかり行います。 (3)異学年交流を行い、なかよく活動します。 ・一本木っ子集会・たてわり班遊び・交流給食・学団の交流(1・2年、3・4年、5・6年)	(1自分のめあてを決めて、業間マラソンやなわとび運動に取り組み、前年度より記録を伸ばします。 ・体カテストへの取組と活用 (2)栄養を考えながら、給食を残さず食べることをめざします。また、食後に3分間、ていねいに歯みがきを行います。 (3)「自分の命は自分で守る」ために、交通安全教室・防犯教室・避難訓練で学んだことをしっかり行います。
家庭	○前日に学習用具を準備する習慣を身に付けます。 ○家庭学習の習慣を身に付けます。 ・毎日 10 分間×学年+10 分(6年:70分間) ○毎日 10 分間以上の家読を行っとともに、親子テレない読書デーで、親子読書に取り組みます。	○家族でお互いにあいさつをします。 ○お手伝いを決めて毎日続けます。 ○家族のふれ合いを深めます。 一緒に食事、 一緒に読書、 一緒に仕事等	○「早寝・早起き・しっかり朝ごはん」を進めます。 ○安全な登下校のため、毎日声がけをします。 ○時間を決めて、情報メディアの利用、ゲーム・テレビの視聴をします。(1日2時間以内)(ノーメディアタイム実施3回)
地域	☆ 地域の歴史・文化・自然等 について学び、ふれ合う活動 をします。(地域資源=読み聞 かせ・森林等自然体験・栽培 活動・伝承遊び・料理等)	☆ 地域ぐるみで、あいさつを 交わし合います。☆ 地域のお年寄りや保育園の 幼児とふれ合う活動やボラン ティア活動をします。	☆ 地域ぐるみで、安全な登下 校ができるように見守ります。☆ 地域ぐるみで防災訓練を行います。

Ⅱ 子どもたちの生活

1 学校の一年

学校では様々な行事が行われます。全校で取り組む学校行事、児童会が主体となって 取り組む児童会行事、各学年が主体となる行事等があります。

児童は、仲間と力を合わせ、主体的に活動する経験を通して大きく成長していきます。 保護者の皆さんや、地域の方々のご協力、ご参加が児童の励みになっています。

月	主	な	行	事	(令和元	元年度)
4月	第1学期始業 土曜参観(授					
5月	避難訓練 プール清掃(運動会 内 3~6年)			年)	
6月	修学旅行(6 授業参観				スポー	ソテスト
7月	期末大掃除	一本木っ子	集会期	末保護者会	第1学	期終業式
8月	第2学期始業 集団下校訓練			プール納め		保護者の皆さ
9月	防犯教室 校内ロードレ		遠足 陸	上記録会(5	5・6年)	んもぜひご参 加ください
10月	学習発表会	就学時健診	-本木	っ子集会		
11月	小学校音楽会 避難訓練			観(人権教室	室•家庭教育	育学級)
12月	そば打ち(6	年) 期末	大掃除	期末保護者会	第2	学期終業式
1月	第3学期始業 集団下校訓練				安全朝会	
2月	スキー教室 感謝の会・6			会•一日入学	<u> </u>	
3月	年度末大掃除	修了式		離任式	なわとび	集会

☆保育園との交流活動 (1・2・3・4年)
☆盛岡農業高等学校でのリンゴ栽培体験(3年)
☆食の指導授業や思春期講話等、外部講師を

招いての授業も行っています







Ⅱ 子どもたちの生活

2 学校の一日

	E] 課	表		
	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
	登	校		 準	 備
8:15~8:25	朝活動	朝会	朝活動	朝活動	朝活動 高学年
8:25~ 8:35	朝の会	~8:30	朝の会	朝の会	朝の会
8:35~ 9:20		1	校	時	
9:25~10:10		2	校	時	
10:10~10:25		業		間	
10:30~11:15		3	校	時	
11:20~12:05		4	校	時	
12:05~12:50		給	食 指	導	
12:50~13:20		昼 休		み	
13:25~13:40				13:20	清掃
13:45~13:55	チー	ァレンジタイム		5校時	チャレンジ タイム
13:55~14:40	5	校	時	14:05	5校時
14:45~15:30	帰りの会 クラブ・委員会	6 h	交時	帰りの会 ~14:15	6校時
15:30~15:40	14:55 ~ 15:40	帰りの会			帰りの会
		別下	校 時	刻	
	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1 年	14:55	14:55	14:55	14:20	14:55
2 年	14:55	14:55	15:45	14:20	14:55
3 年	14:55	14:55	15:45	14:20	15:45
4 年	15:45	15:45	15:45	14:20	15:45
5 年	15:45	15:45	15:45	14:20	15:45
6 年	15:45	15:45	15:45	14:20	15:45

Ⅱ 子どもたちの生活

3 くらしの約束

(1)登下校について

- ア 歩いて登下校をします。(けがや病気など特別な場合は除きます。) *バス通学の場合はマナーを守って乗車します。
- イ 決まっている通学路を通り、交通ルールを守って登校します。
- ウ 下校時刻を守ります。
- エ 元気にあいさつをします。
- オ 寄り道をしないで決まっている通学路を通って安全に帰ります。
 - * 欠席や遅刻する場合、保護者が連絡帳か電話で必ず連絡してください。 電話は8:15までにお願いします。

(2) 服装について

- ア学習にふさわしい服装や髪型で登校します。
- イ 体育のときは、学校指定の体育着を正しい着方で着ます。 (半そでは短パンの中に入れます。)
- ウ 登校したら名札をつけ、下校時には名札を置いて帰ります。

(3) あいさつについて

- ア 自分から先に笑顔で元気よくあいさつします。
 - (家庭で 地域で 学校で 家族、スクールガードさん、先生、友だち)
- イ 職員室に入る時は、「失礼します。」「失礼しました。」のあいさつをきちんとし、 来室の目的を話してから入ります。

(帽子・ジャンパー・カバン・手袋などは入り口に置きます。)

(4) 校内での生活について

- ア学習に不要な物やお金は持ってきません。
- イ 自分の持ち物には、必ず名前を書きます。
- ウランドセルや筆入れにキーホルダーはつけません。
- エ 次の時間の準備をしてから行動します。
- オ 教室移動する時には、整列して無言で移動します。
- カ 掃除のときは、話をしないで働きます。(指示の声のみ)
- キ 許可なくベランダには出ません。
- ク晴れた日は外に出て、元気に遊びます。
- ケ 携帯電話は持ってきません。



子どもたちの生活

(5) 校外での生活について

- ア 帰宅は市のチャイムを目安とします。
 - (春分の日から午後5時、秋分の日から午後4時)
- イ遊びに行く時は、「だれと、どこに、何時に帰るか」を家の人に話してから出かけます。
- ウ 危険な遊びはしません。

例えばこのようなこと

- ナイフやライターの持ち歩き
- エアガンや BB 弾の撃ち合い
- ・ 危険な花火やたき火
- 道路で遊ぶこと(キックボードやローラーブレードなども)
- 子どもだけで、池、沼、川で遊んだり、つりをしたりすること
- エ 道路や駐車場、人の敷地内で遊びません。
- オ知らない人に声を掛けられても、ついて行きません。 (電話がかかってきても、電話番号や名前を教えません。)
- カ 用事がないのに、店には出入りしません。(万引きは絶対にしません。)
- キ 学区外には、子どもだけで行きません。必ず大人と一緒に行きます。
- ク 自転車はヘルメットをかぶり、きまりを守って乗ります。

白転車のルール

- 1、2年生 道路では乗りません。(家の敷地内や公園などで乗ります。)
- 3年生以上 交通安全教室終了後、学区内できまりを守って乗ります。
- 冬の間(雪が降った日から翌年度の交通安全教室まで)は、乗りません。
- ケー学校や校庭では、食べ物を持ってこないで遊びます。
- コ 食べ物などのおごり合いはしません。
- サ お金の貸し借り、ゲームやカード、CDなどの貸し借りや交換はしません。
- シグラム機やタブレットなどを持って遊びに行きません。
- ス次のところには、子どもだけでは行きません。

例えばこのような場所

- 映画館
- ボウリング場
- ・ゲームセンター
- ゲームコーナープール
- スキー場、スケート場など

- シ 友だちの家に泊まりません。
- ス 大人のいない家で子どもだけで遊びません。
- セ パソコンや携帯電話は、家庭でルールを決 めて使います。



Ⅲ 家庭とともに

1 災害時の対応と連絡方法

地震や台風、大雪などの自然災害、不審者や火災、学校での事故等々、異常事態が発生した場合は、その状況を把握し、関係諸機関との連携を図りながら対応するとともに、できる限り速やかに保護者の方に連絡をとります。

異常事態発生

(地震、台風、大雪、不審者、火災、……)



登 校 時

休校や登校時刻を遅らせる場合は、午前6:30をめどにメール配信(マチコミ)で連絡します。 台風等、前日に判断し連絡する場合もあります。

下 校 時

1 対応

- (1) 職員が同伴し、集団で下校します。
 - * 家に大人がいない等の場合は、学校に留め置く場合もあります。
- (2)全校児童を学校内に留め置き、お迎えをお願いして保護者に引き渡し下校します。 〈お迎えをお願いするとき〉
 - ① 早く下校することで安全を確保したいとき・・・台風接近等
 - ② 通学路の安全が確認できないとき・・・・・・洪水、地震等
 - ③ 一人で家に置くことが心配なとき・・・・・・地震、洪水、台風等

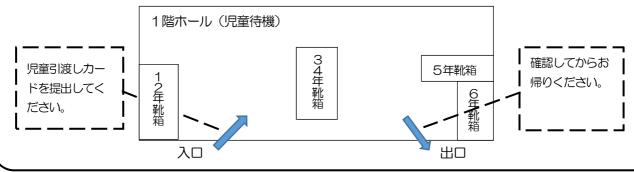
2 連絡方法

- メール配信(マチコミ登録手順を参照の上ご登録をお願いします。)
- ② 登録していない方へは電話連絡
- 〈気を付けていただきたいこと〉
 - * 迎えが遅くなる場合は、学校へ連絡をお願いします。
 - * 原則、保護者や家族親族の方以外には引き渡しはできません。(引渡しカード)

児童引き渡しの方法

児童は校内の安全な場所で待機しています。

- 1 職員に「児童引渡しカード」を渡してください。(忘れた場合はその場で記入願います。)
- 2 職員が児童を呼び出します。
- 3 職員が確認してから児童と一緒にお帰りください。



Ⅲ 家庭とともに

2 マチコミ登録のしかた

マチコミ登録手順書

0 事前準備

- 1. 学校・施設から通知された「登録用メールアドレス」をご準備ください。 ※登録用メールアドレスがご不明な場合、施設(学校)の担当者へお問い合わせください。
- [@machicomi.jp] からのメールが受信できるように必ずドメイン指定受信設定をしてください。
 ※ドメイン指定受信設定をされない場合、登録後に施設(学校)からのメールが届かなくなる場合があります。
 ※ソフトバンクもしくは WILLCOM をご利用の方の場合、なりすまし救済リストに「@machicomi.jp」を登録してください。

O登録手順

| スマートフォンの方

すでにマチコミアプリをご利用中でグループの新規登録・追加登録を行なわれる方は、 アプリトップの「グループを追加する」より手続きをお願いします。

- ① ご利用の機種に対応したアプリ(無料)をインストールしてください。
- ② アプリを起動し「新規登録」をタップしてください。
- ③ 利用規約をお読みいただき、「同意」をタップしてください。
- ④ 新規登録画面が表示されます。スマートフォンで受信可能なメールアドレスとバスワード、PIN コード(※1)等、必要項目を入力してください。
- ⑤「④」で入力したメールアドレス宛に認証コードが届きます。(※2) 届いた認証コードをアプリに入力してください。
- ⑥ ユーザー情報入力画面が表示されます。必要事項を入力し、「登録」をタップしてください。
- ⑦ グループ登録画面が表示されます。「事前準備」で用意した「**登録用メールアドレス**」を入力し、グループへの登録手続きを行なってください。(※3)
- ⑧「⑦」の手続き後、アプリトップに登録したグループが表示されていれば完了です。
- ※1 登録されたメールアドレスが機種変更等で利用できなくなった際に使用するコードです。
- ※2 認証コードが届かない場合、「事前準備」の「ドメイン指定受信設定」をご確認ください。
- ※3 施設(学校)管理者の設定により、グループ登録時にパスワードや登録情報入力が求められる場合があります。 パスワードがご不明な場合、施設(学校)の担当者へお問い合わせください。

従来型携帯電話の方

- ①「事前準備」で用意した「登録用メールアドレス」宛てに空メールを送信してください。 手続きに必要な情報が折り返しメールで届きます。(※1)
- ② 返信メール内の「<従来型携帯電話をご利用の方>」の URL にアクセスしてください。
- ③ 画面の手順に沿ってグループの登録を行なってください。(※2)
- ※1 認証コードが届かない場合、「事前準備」の「ドメイン指定受信設定」をご確認ください。
- ※2 施設(学校)管理者の設定により、グループ登録時にパスワードや登録情報入力が求められる場合があります。 パスワードがご不明な場合、施設(学校)の担当者へお問い合わせください。

よくあるご質問 http://mail.machicomi.jp/faq_app/

登録方法などご不明な点がありましたらこちらをご覧ください。



1 保健室から 保健・給食について

~元気に学校生活を過ごすために~



(1) お子さまの健康管理

O病気を治療しておきましょう

就学時健康診断で所見のあったお子さまには、保護者の方にその旨をお知らせしています。小学校入門期は、学校生活に慣れるために特に大切な時期です。楽しく快適に学校生活を送れるよう入学時までに必要な検査・治療を終えられますようお願いします。

《早期治療が大切なわけ》

眼・耳・鼻・歯などに病気があるのに治療しないでいると、症状が悪化し学校 生活の中で様々な不都合が出てきます。乳歯のむし歯も放置していると永久歯に 影響を与えます。また、症状が進んでから治療すると、通院の回数も多くなり、 お子さまやご家庭の負担が大きくなります。早めの受診が大切です。

〇規則正しい朝の過ごし方を身につけましょう

本校は8時15分から教室での活動が始まります。すっきりとした気持ちで一日をスタートできるように次のことをお願いします。

- ① 夜は、9時前には就寝しましょう。
- ② 朝は、登校の1時間前には起床しましょう。
- ③ 栄養バランスのよい朝食をしっかり食べましょう。
- ④ 排便を済ませてから登校しましょう。
- ⑤ 食事後はすぐに歯みがきをする習慣をつけましょう。
- ⑥ 歩いて登校しましょう。(車での送迎はご遠慮ください。)

《食生活の習慣》

規則正しい食事が健康な心と身体をつくります。 食事の習慣に気をつけましょう。

- 朝・昼・晩きちんと食べる。(特に朝食は必ず食べさせてください。)
- 好き嫌いを少なくする。
- 食べる姿勢に気をつけ、遊び食べしないようにする。
- 箸や茶碗をきちんと持てるようにする。
- 食事はバランスよく。(できるだけ主食・主菜・副菜が揃うようにする。)
- 孤食をさけ、できるだけ家族一緒に楽しい食事をとる。

№ 学校生活について

○登校前に健康観察をしましょう

《健康観察のポイント》

身体的な様子… 顔色、眼の充血、顔・体の湿疹 等

身体的な症状… 発熱、腹痛、頭痛、下痢、だるさ 等

児童の様子 … 寝起きが悪い、食欲がない、元気がない 等

- 上記のような症状がある場合は、まず体温を測り適切な処置をとってください。
- 欠席、遅刻、早退する場合は、朝8時10分までに必ず学校に連絡してください。 ※ 朝、体調が悪くても回復したならどうぞ登校させてください。

〇安全な服装で登校させてください

- 学校は活動する場です。体育以外も毎日運動をしたり、遊んだり、清掃活動があります。 **活動にふさわしく、安全な服装**で登校するようにお願いします。
 - (長い紐がついている服、長い丈や短すぎる丈のスカート、かがんだ時裾を踏むようなワイドパンツ等は活動にはふさわしくありません。)
- 季節に合わせた衣服・下着の着用をお願いします。(冬季の服装は下着・シャツ・トレーナー等、3枚は着用させたいですね。)

〇お子さまの健康状況をお知らせください

- 「四肢の状態の調査票」、入学後に配付される「健康手帳」にお子さまの健康状態の記入をお願いしています。
 - (※「四肢の状態の調査票」は、入学式の日にご提出ください。)
- 食物アレルギーのある方、相談したいことがある方は、説明会終了後ご相談ください。また、今まで食べたことがないものがあるという方は、入学までに食べさせてみてください。

(2) 出席停止の病気

次の病気は、学校保健安全法により他の児童への感染予防のため、学校を休むよう決められており、欠席扱いにはなりません。医師の指示があるまでゆっくり休ませてください。

分類	病 名
第種	治癒するまで エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、 鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症
第二種	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまでインフルエンザ、百日咳、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、結核風疹(3日はしか)、水痘(水ぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、髄膜性菌性髄膜炎
第三種	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎、

IV 学校生活について

(3) 保健室で行う処置・対応

〇保健室で行う処置

- 病院とは異なり、医療行為や病気の診断は行いません。
- 当日の学校でのけがの処置を行います。継続的な処置は行いません。前日以前のけがで、替えの絆創膏や湿布等が必要な場合は各自持参させてください。
- 医療用医薬品は児童本人の所持が原則となります。しかし、児童本人の所持が困難な場合や、学級担任・養護教諭の介助が必要な場合は、その都度お申し出ください。 「医薬品預かり依頼書」をご提出いただいた上で対応いたします。

【けがをした時】

- 「洗浄」「止血」「冷却」「ガーゼ保護」などの応急処置をします。
- 受診された方がよいと判断した場合は、ご連絡いたしますので、お迎えに来ていただきますようお願いします。
- 緊急を要する場合は、ご連絡後学校で対応いたします。

•

【具合が悪くなった時】

- 保健室で休養(原則1時間)しても回復の様子がみられず、学習の継続が困難であると 判断した場合は、ご連絡いたします。できるだけ早くお迎えにきてくださるようお願い します。(※迎えの方法等をお考えおきください。)
- 学校では、内服薬は与えません。

【具合が悪くなった時】

- 保健室でお貸しした着替え(運動着等)は、洗濯をして返却をお願いします。下着(パンツ)につきましては、衛生上、新品をお渡ししていますので、新品で返却くださいますようお願いします。
- お迎えの際は、職員玄関からお入りいただき、職員室にお声をかけてください。

(4) 学校や家庭でのケガに関する災害給付制度

- ① 日本スポーツ振興センター (年間掛け金 保護者負担460円)
 - 対象・・・学校管理下内(登下校を含む)で発生した災害で、医療費(保険診療)が 5,000円以上(3割負担の場合は1,500円以上)かかった場合について 給付されます。
- ② 岩手県学校安全互助会 (年間掛け金 200円)
 - 対象・・・学校管理下内(登下校を含む)で発生した災害で、入院日数が5日以上の もの、入院日数が7日以上のものに共済金が給付されます。
- ③ 岩手県PTA連合会 (年間掛け金 600円)
 - 対象・・・学校管理下外で発生した災害や、PTA行事中の災害で、全治8日以上 かかり、2日以上通院(入院)した場合、共済金が給付されます。

※PTA 会員がPTA 主催の諸行事に参加中におきた災害についても給付されます。

IV 学校生活について

(5) 学校給食

○給食が始まるまでに身につけておきたいこと

- 食事時間は、20分間です。家庭でも時間内に食べきるように習慣づけましょう。
- 家庭でも食事前の手洗い、食事のあいさつを習慣づけましょう。
- 箸、茶碗の正しい持ち方、食事中の姿勢に気をつけましょう。
- 好き嫌い減らし、何でも食べられるように努力させましょう。

○食品のアレルギーについて

● 学校で配慮することがありましたら、お知らせください。但し、給食は、給食センターからの配送ですので、除去食・代替え食の対応はできません。

○給食費について

- 年間給食費 令和2年度は47,600円(1食単価272円×175回分)
- 給食費のお支払いは、原則として口座振替です。

別紙用紙にて、3月末までに金融機関で各自手続きをお願いします。

○その他

- ◆ 給食後に歯みがきをしています。歯ブラシと取っ手付きのコップをご準備ください。週末に持ち帰りますので、洗浄や歯ブラシの点検をお願いします。
- 給食当番になった時は、**給食着の洗濯**をお願いします。(給食着の素材の関係でアイロンがけはしないでください。)
- 当番はマスクを着用しますので清潔なマスクの用意もお願いします。



《ご相談ください》

保健室は、健康診断・保健指導・救急処置・健康相談を行いなが ら、子どもたちの健康生活の自立を支援する場です。

お子さまが楽しく学校生活を送れるよう、心配なこと等ありましたら、いつでも学校へご相談ください。

2 給食センターから

(1) 給食の実施について

- ア 週5日の完全給食で、滝沢市給食センターで作られています。
 - *主食は、米飯(週4.5回) または パン(週0.5回※偶数週の金曜日)です。
- イ 給食費は、原則として口座振替となっています。
 - *年間給食回数は175回です。(1食:272円、年間:47,600円)

(2) 食物アレルギーの対応について

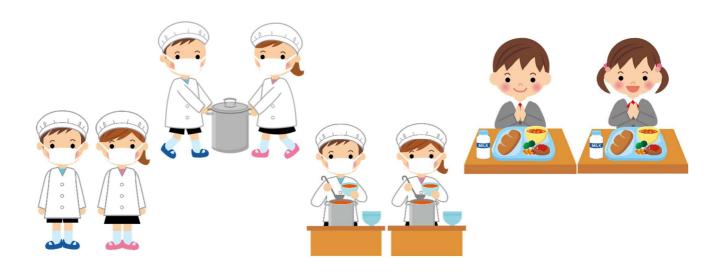
- ア 滝沢市給食センターでは、代替のアレルギー食の実施は行っていません。
 - *事前に申し出のあったアレルギーのある児童には、献立のアレルギー対応表を配付しています。
 - *必要な場合には、ご家庭で代替食をご準備ください。
- イ 本校では毎年、アレルギーに関する調査を行っています。
 - *「アレルギー調査票」への記入・提出をお願いします。

(3) 給食の停止と返金について

- ア 連続して長期間欠席の場合、申し出により、給食を停止できることがあります。
 - *連続して5日以上欠食となる場合、早めに学校(担任)へ連絡してください。
- イ 学校から給食センターへ届出があってから3日後より給食を停止します。
 - *停止期間の給食費については、いったんお支払いいただき、年度末に再計算のうえ、 お返しいたします。

(4)給食の用意について

ア 給食当番用エプロンは、原則として金曜日に持ち帰ります。洗濯をして、月曜日に持たせてください。(アイロンは不要です。)



3 教育全般の相談

(1) 学校での教育相談

子どもたちは、日々成長します。その成長過程で、様々な問題が発生したり、人との関わりで悩みをもったりすることは当然のことです。そのため、教育相談を大事にします。

- ア 担任による日常の教育相談
 - * 学級担任は、児童一人一人とふれあう機会を意図的に作り、相談にのります。
- イ 保護者との連携
 - * 子どもたちの健やかな成長を一緒に考えるために、次のような取組を行います。

○家庭訪問 ○授業参観 ○学年・学級懇談会

○個人面談 ○ふりかえりアンケート

(2) スクールカウンセラー

滝沢市教育委員会の委嘱を受けたカウンセラーが一本木中学校に定期的に来校します。 小学校の保護者の方々からの相談にも応じてくださいます。ご希望の場合は学校へご連絡 ください。

(3) その他の相談機関

以下の期間でも相談を受け付けております。

- ア 滝沢市すこやかテレフォン
 - 019-687-3866 (滝沢市教育委員会)
- イ 24時間子供SOSダイヤル(いじめ相談電話)・メール相談
 - 019-623-7830(岩手県教育委員会 学校調整課)

fureai@pref.iwate.ip

- ウ ふれあい電話
 - 0198-27-2331 (岩手県立総合教育センター)
- エ すこやかダイヤル・すこやかメール相談
 - 0198-27-2134 (岩手県立生涯学習推進センター) kosodatem@pref.iwate.jp



IV 学校生活について

4 いじめの相談

(1) 学校での教育相談

ア 基本的な考え方

いじめは、学校、家庭、地域等で協力し、社会総がかりで対峙することが必要です。そして、子どもたちにいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切です。本校は、学校教育目標に掲げる「おもいやりのある子」を育てることにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての子どもたちが生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進します。

イ いじめ防止の方針

- (ア) いじめの防止のため
 - * すべての児童に「いじめは決して許されない」という大人の構えをみせます。
- (イ) いじめの早期発見のため
 - * ささいな兆候であっても見逃さないようにし、的確に関わりをもちます。
 - * 定期的なアンケート調査※等で、積極的・継続的指導に努めます。 ※ 児童対象:年3回(6月、11月、2月)、保護者対象:年1回(11月)
- (ウ) いじめへの対処
 - * 詳細を確認し、適切に指導します。
- (工) 家庭や地域、関係機関との連携
 - * 学校の方針等について家庭・地域に周知します。
 - * ふだんから関係機関(警察、民生委員、医療、行政等)と共同体制に努めます。

ウ いじめ発生時の対応

- (ア) いじめ発見・通報
 - * 聞き取りを行い、正確な実態把握を行います。
 - * 生徒指導委員会(ケース会議)を開きます。
- (イ) 指導・支援体制を組む
 - * ケース会議で確認後、指導・支援体制、役割分担、指導レベル等を決めます。

【指導レベル】

- A 子ども同士での解決が見込まれ、教師が見守る姿勢で対処するレベル
- B 教師が介入し、当事者への指導によって解決が図られるレベル
- C 教師の指導後にも十分な配慮を要し、さらに継続的な介入、指導が求められるレベル
- D 行為が悪質であり、重大事態になりうるレベル
 - ⇒ C D のレベルが認められる場合は、即刻、滝沢市教委へ報告
- (ウ) 児童へ指導・支援等の対応
 - * ケース会議で決めた体制のもとで、児童への指導・支援を行います。
 - * 電話や家庭訪問等により、保護者との連携方法について確認します。
- (工) 事後指導
 - * 継続して注意を払い、必要な支援を行います。

5 学校事務から

(1) 学校集金について

学級諸活動に必要な経費として、家庭から学級費・教材費・活動費等の集金を行っています。金額や集金時期は以下のとおりです。

費目	金額/年		集金時期
学級費	1,000円		5月集金日
教材費	13,660円		4月から2月の集金日 7月・12月はなしですの で、年9回
校外活動費 (スキー教室)	2, 720円		臨時集金
PTA会費	3, 200円		4月 1,200円 8月 2,000円 の2回に分けて
共済掛金	日本スポーツ振興センター 岩手県学校安全互助会 岩手県PTA安全互助会 共済部資金	460円 200円 600円 20円	 4月集金日 8月集金日
入学式集合写真	1,100円		4月集金日

R2年度合計 22,960円

- 令和2年度の集金状況ですので、来年度このようになるとは限りません。
- 各月の集金日は、最終週の木曜日を原則にしています。集金日より3日間以内に担任へ提出お願いしております。

(2) 就学援助制度について

滝沢市では、経済的援助を必要とする児童の保護者に対し、学用品等の購入に要する経費の一部を援助する「就学援助制度」があります。来年度、就学援助の申請を希望する保護者は、下記の連絡票を提出してくださいますようお願いいたします。

なお、収入および世帯の状況によっては、希望されても援助の対象にならない場合があることを申し添えします。

1 就学援助の認定基準

- ① 生活保護の停止又は廃止を受けた世帯
- ② 市町村民税・個人事業税・固定資産税・国民年金掛金・国民健康保険税の非課税、免税 猶予扱いを受けた世帯
- ③ 児童扶養手当の全額を支給されている世帯
- ④ 生活福祉資金の貸付を受けている世帯
- ⑤ 世帯の所得状況から、経済的援助が必要と認められる場合(以下参考例)

世帯構成	世帯所得の目安
父•母•小学生2人	約300万円未満
父•母•小学生1人	約240万円未満
父•母•小学生1人•祖母	約290万円未満
母•小学生1人	約 165 万円未満

2 就学援助の内容(令和2年度支給単価は別紙のとおり) 学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、校外活動費、体育実技用具 費、学校給食費、PTA 会費、児童会費、卒業アルバム代、医療費

3 申請の手続き

4 連絡票の提出期限

就学援助の申請を希望されるご家庭は、下記の連絡票に記入の上、提出してください。折り返し、必要な手続きについてご案内します。なお、年度途中でも申請を受け付けていますが、途中認定の場合補助されない項目があります。

※ 兄姉が一本木小に在籍しており、すでに連絡票を提出している場合は提出不要です。

令和3年2月26日	(金)厳守	
[きりとり 連絡票 】	(提出先:一本木小学校 山本)
令和3年度就学援助の申請を希望します。	令和3年 月	

 児童名
 保護者氏名

 児童名
 電話番号

(単位:円)

		I		I	(単似	
				期 別 支 給 額 (※当初認定の場合)		
援助費目			支給額	第1期	第2期	第3期
				(7月)	(12月)	(3月)
学用品費		小学校	11,630	5, 820	5, 810	
		中学校	22, 730	11, 370	11, 360	
通学用品費		小学校	2, 270	1, 140	1, 130	
		中学校	2, 270	1, 140	1, 130	
新入学児童生徒学	用品費等	未就学児	51,060	*	*	*
		小学校	51,060	51, 060	*	
		中学校	60,000	*	60,000	
修学旅行費		小学校	*	*	*	
		中学校	*	*	*	
校外活動費(宿泊な	2L)	小学校	1,600	*	*	*
		中学校	2, 310	*	*	*
校外活動費(宿泊を	59)	小学校	3, 690	*	*	*
		中学校	6, 210	*	*	*
通学費		小学校	*	*	*	*
		中学校	*	*	*	*
	柔道	中学校	7, 650	*	*	*
体育実技用具費	剣道	中学校	52, 900	*	*	*
	スキー	小学校	26, 500		*	*
		中学校	38, 030		*	*
学校給食費		小学校	47,600	47, 600		
		中学校	51,000	51, 000		
医療費		小学校	*	*	*	*
(※医療機関等へ直接支払う)		中学校	*	*	*	*
クラブ活動費		小学校	2, 760	2, 760		
		中学校	30, 150	30, 150		
生徒会費		小学校	4,650	4,650		
		中学校	5, 550	5, 550		
PTA会費		小学校	3, 450	3, 450		
		中学校	4, 260	4, 260		
		小学校	11,000	*	*	*
		中学校	8,800	*	*	*
			1 '	I	l .	1

- ※ 修学旅行費・通学費は、補助対象経費を全額支給。
- ※ 校外活動費・体育実技用具費・卒業アルバム代等は、表示単価を限度とし、補助対象経費を全額支給。
- ※ クラブ活動費・生徒会費・PTA会費は、表示単価を限度とし、規約等で定められた額を全額支給。
- ※ 新入学児童生徒学用品費は、①未就学児分は、入学前に申請を受付し認定となった保護者へ支給。②小学校分は、入学前支給のなかった保護者にのみ第1期支給。③中学校分は、小学6年時に保護者へ第2期支給。
- ※ 上記金額は当初認定世帯の例です。途中認定世帯は月割り支給(給食費は日割り支給)となります。

(3) 遠距離通学費助成制度について

滝沢市では、小中学校への通学に際し、一定の条件を満たし交通機関で通学している児童の保護者に対して、交通費を助成する「遠距離通学費助成制度」があります。小学校ででは、自宅から学校までの通学距離が4km以上の場合対象となります。

1 助成対象地域

本校の学区ではいずみ巣子ニュータウン(以下いずみ巣子NT)が助成対象になっています。実際の通学距離は、3.5km~4km程度ですが、通学の安全を考慮し、特別に認定されています。学区外から通っている方は助成対象外です。

2 通学方法

定期券を使用し、交通機関を利用している場合のみ対象です。通学距離が4km以上でも、徒歩や保護者の自家用車等を利用しますと助成対象となりません。

3 支給金額

原則として3ヶ月定期券の購入金額全額が助成されます。3ヶ月定期券を購入した場合、期間内に長期休業(夏・冬・春休み)が含まれていても全額支給となります。3ヶ月定期券以外の場合、支給額は日割りされ、授業日数分の助成となります。

4 支給時期

年3回(第1期7月・第2期12月・第3期3月)に分け、保護者の指定する口座への振り込みにより支給されます。定期券の利用期間が3月から4月にまたがっている場合は、日割り計算をし、第3期と次年度第1期に分けられて支給されます。

5 注意事項

- ① バスカード、回数券、現金での支払いで乗車しますと助成対象外になります。
- ② 定期券購入の際は、自宅最寄りのバス停~一本木小学校前までの定期券を購入してください。

6 提出書類

- (1) 定期券登録用紙:本日配付。郵送または営業所へ直接提出。
- ② 定期券のコピー: 定期券を購入した都度、コピーをご家庭で準備して学校に提出。
- ③ 口座振込依頼書:4月中に配布、学校に提出。

IV 学校生活について

6 転入・転出の手続き

(1) 転入に必要な手続き

- ① 前住所で転出手続きをした際に交付される「転出証明書」もしくは「転出証明書に 準ずる証明書」を持参し、滝沢市役所市民課において転入手続きを行ってください。
- ② 市役所3階の教育委員会で、転入の申し出をしてください。滝沢市の新しい住所から、 通学する学校を指定され、「学齢児童生徒異動通知書」が交付されます。
- ③ 学校へ連絡し、来校してください。その際に前の学校から交付された「在学証明書」「教科用図書給与証明書」等を持参ください。
- ④ 学校では、必要な書類をお渡しし、学校全般について説明します。

〇ようこそ一本木小

○家庭環境調査票

〇年間行事予定表

○就学援助費申請書類(申請を希望する場合)

- ※長期休業中や年度末の場合、新しい学級、担任については、最初に登校した日のお知らせになる場合もあります。
- ⑤ 最初の登校日は、なるべく保護者も一緒に付き添い願います。

(2) 転出に必要な手続き

- ① 転出することが決まり次第、学級担任へ「いつ、どこへ引っ越します」とお申し出ください。また、転出の手続きに来校する日時をお知らせください。
- ② 学校から、「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を交付します。 (これらは、新しい学校に提出してください。)
 - ※ 新しい学校では「教科用図書給与証明書」に基づき、使用教科書が異なる場合は、 無償で新しい教科書を手配し児童へ配付します。ただし、同じ教科書はそのまま引き続き使用しますので、新たに配付になりません。現在使用している教科書は捨てないで持っていってください。
 - ※ 滝沢市内での転居に伴う、滝沢市内の学校への転校の場合、使用している教科書は同じですので、現在の教科書を引き続き使用します。
- ③ 滝沢市役所 市民課において転出の手続きを行ってください。

(3) その他

学区外通学(現在の居住地から、滝沢市内・市外に引っ越しした場合)や、特別な事情が認められる場合、必要な申請を行うことによって、学区外通学(転校せずに、そのまま一本木小学校へ通学すること)が認められる場合があります。

学年や事情によって異なりますので、学区外通学 を希望する場合は、教育委員会へお問合せください。



1 PTA 会則

第1章 総則

第1条 名称

本会は、一本木小学校 PTA と称し、事務局を一本木小学校に置く。

第2条 会員

本会は、一本木小学校の児童の保護者と教職員を持って組織する。

第3条 地区

本会の地区は、次の3地区とする。

・北一本木地区 ・南一本木地区 ・いずみ巣子地区

第Ⅱ章 目的及び事業

第4条 目的

本会は、会員が一致協力して研修に努め、児童の健全育成を図る。

第5条 事業

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の研修に関すること。
- (2) 児童の健康及び安全に関すること。
- (3) 児童及び会員の文化に関すること。
- (4) 学校及び地域の環境整備に関すること。
- (5) その他目的達成に関すること。

第Ⅲ章 会 計

第6条 会費

本会の会計は会費をもってこれに充てる。

第IV章 役 員

第7条 本会に次の役員をおく。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 2名
- (3) 理事 19名 学年理事12名(各学年理事・副理事)

地区理事3名(いずみ巣子 北一本木 南一本木)

専門部長4名(教養部、環境整備部、広報部、校外指導部)

(4) 監事 3名

第8条 役員の任務

役員の仟務は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を組織し、議事を審議し、会務の運営にあたる。
- (4) 監事は、会計の監査及び役員会の補佐を行う。
- (5) 専門部長は、部の事業等を提案、実施、報告する。

第9条 役員の選出

役員の選出は次のとおりとする。

- (1)会長及び副会長、監事3名は学年理事(1年理事を除く)より候補者を理事会において推薦し、総会において選出する。1年理事は監事とする。
- (2) 監事は、3地区より各1名の候補者を推薦し、総会において選出する。
- (3) 事務局長及び事務局員は会長が委嘱する。
- (4) 理事長1名及び副理事長1名は、理事会で互選する。
- (5) 専門部長1名及び副専門部長1名は、各専門部で互選する。

第10条 役員の任期

- (1)会長及び副会長の任期は原則1年とする。但し再任は妨げない。補欠で選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2)他の役員の任期は原則1年とする。但し再任は妨げない。補欠で選出された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第V章 顧 問

第11条 顧問

本会には、顧問を若干名おくことができる。

- 2 顧問は理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は本会の運営について会長の諮問に応じる。

第VI章 会 議

第12条 会議の種類

本会の会議は、総会、役員会、理事会、専門部会、学年部会とする。

第13条 総会

総会は、本会の最高決議機関であり、毎年1回会長が招集する。但し、必要に応じ臨時に総会を開くことができる。

- 2 総会の議長は、役員以外の出席者から選出することを原則とする。
- 3 総会は次の事項を審議し、議決する。
- (1) 事業の計画及び予算に関すること。
- (2)業の執行と決算に関すること。
- (3) 会費に関すること。
- (4) 会則の改廃に関すること。
- (5)役員の選出に関すること。
- (6) その他必要な事項に関すること。
- 4 総会の議決は、出席者の過半数とし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第14条 役員会

役員会は事業の計画及び執行について必要に応じて会長が召集する。

2 役員会は、会長、副会長で構成し必要に応じ理事長、各専門部長を招集し、意見を聞く ことができる。

第15条 理事会

- 1 理事会は、総会に次ぐ決議機関とし役員会の決定により、会長が招集する。
- 2 理事会は、理事部会、専門部会で構成し、理事長、副理事長、各1名を理事部会から互 選する。
- 3 理事会は、次の事項を審議し、議決する。
- (1)事業の執行に関すること。
- (2) 更正予算並びに補正予算以外の必要な事項に関すること。
- (3) その他、総会議決以外の必要な事項に関すること。
- 4 理事会の議決は、出席者の過半数によるものとする。

第16条 専門部会

- 1 専門部会は、教養部、環境整備部、広報部、校外指導部の4部とし、会長及び部長が必要に応じ招集する。
- 2 校外指導部は、各地区から2名以上、教養部、環境整備部、広報部は、各学年からそれ ぞれ1名以上選出し、その中より、各部長1名、副部長1名を互選し諸事業の運営にあ たる。

第17条 学年部会

- 1 学年部会は各学年副理事長で構成し、学年 PTA 独自の活動の運営及び会長の要請に応じて協力する。
- 2 各学年 PTA は、学年理事長 1 名、学年副理事 1 名、教養部員、環境整備部員、広報部員を1名以上選出する。

第18条 地区PTA

- 1 地区 PTA は、各地区から選出された理事で構成し、各地区独自の運営及び会長の要請 に応じて協力する。
- 第19条 専門部会並びに学年部会の細則は、必要に応じて理事会の議決を経て別に定めるものとする。

第17章 会則

第20条 この会則は、平成8年3月24日から施行する。この会則の定めるもののほか、必要な事項は会長が、理事会または、総会の議決を経て別に定める。

平成 9年4月 1日	一部改正
平成10年3月29日	一部改正
平成13年3月24日	一部改正
平成18年2月15日	一部改正
平成20年2月15日	一部改正
平成20年5月 1日	一部改正
平成21年4月25日	一部改正
平成23年4月23日	一部改正
平成24年4月21日	一部改正
平成29年4月22日	一部改正
令和 2年2月 1日	一部改正
	平成10年3月29日 平成13年3月24日 平成18年2月15日 平成20年2月15日 平成20年5月 1日 平成21年4月25日 平成23年4月23日 平成24年4月21日 平成29年4月22日

- 一本木小学校 PTA 慶弔規程
- ー本木小学校 PTA 慶弔規程を次のように定める。

(1) 死亡 会員 5,000円

児童 5,000円

その他(旧会員等) 5,000円 その他については、役員会で協議する。

とり心にしていては、反兵力に励我する。

(2) 餞別 教職員 3年未満 2,000円

3年以上5年未満 3,000円

5年以上 5,000円

2 PTA ALA

一本木小学校 PTA 組織図

